



宮 崎 県 公 報

平成22年12月9日(木曜日)号外 第105号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

選挙管理委員会告示

○宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出

の最高額	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 136号

平成22年12月26日執行の宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

平成22年12月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 候補者一人につき 30,748,700円

宮崎県選挙管理委員会告示第 137号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数は、平成22年12月8日現在次のとおりである。

平成22年12月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,711人

選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数 222,586人

宮崎県選挙管理委員会告示第 138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数は、平成22年12月8日現在次のとおりである。

平成22年12月9日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

宮崎市選挙区(宮崎市清武町の区域を除く。) 100,126人

都城市選挙区 46,333人

延岡市選挙区 36,180人

日南市選挙区 16,366人

小林市選挙区(小林市野尻町の区域を除く。) 11,172人

日向市選挙区 17,285人

串間市選挙区	5,986人
西都市(児湯郡西米良村の区域を含む。)選挙区	9,592人
えびの市選挙区	6,285人
宮崎郡選挙区(宮崎市清武町の区域。)	7,444人
北諸県郡選挙区	6,569人
西諸県郡選挙区(小林市野尻町の区域を含む。)	5,297人
東諸県郡選挙区	7,987人
児湯郡(西米良村の区域を除く。)選挙区	20,127人
東臼杵郡選挙区	8,591人
西臼杵郡選挙区	6,502人